

松江市告示第 253 号

届出・証明発行事務における本人確認事務取扱要綱（平成 18 年松江市告示第 283 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前						
別表第 2(第 3 条関係) 窓口で本人確認を行う書類の例示（有効期限内のものに限る） <table border="1"><tr><td>1 略</td></tr><tr><td>2 法令の規定により官公署等が発行した書面で、通常本人が保有していると認められるもの (1)～(5) 略</td></tr><tr><td>3 略</td></tr></table>	1 略	2 法令の規定により官公署等が発行した書面で、通常本人が保有していると認められるもの (1)～(5) 略	3 略	別表第 2(第 3 条関係) 窓口で本人確認を行う書類の例示（有効期限内のものに限る） <table border="1"><tr><td>1 略</td></tr><tr><td>2 法令の規定により官公署等が発行した書面で、通常本人が保有していると認められるもの (1)～(5) 略 <u>(6) 高齢者福祉手帳</u></td></tr><tr><td>3 略</td></tr></table>	1 略	2 法令の規定により官公署等が発行した書面で、通常本人が保有していると認められるもの (1)～(5) 略 <u>(6) 高齢者福祉手帳</u>	3 略
1 略							
2 法令の規定により官公署等が発行した書面で、通常本人が保有していると認められるもの (1)～(5) 略							
3 略							
1 略							
2 法令の規定により官公署等が発行した書面で、通常本人が保有していると認められるもの (1)～(5) 略 <u>(6) 高齢者福祉手帳</u>							
3 略							

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この告示の施行の際現に高齢者福祉手帳を所持する者の本人確認については、令和 4 年 9 月 30 日までの間は、なお従前の例による。